

競売物件の入札をするには、
入札書毎に下記の各書面が必要となります。

●暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

- ・ 入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ・ 提出後の訂正はできません。

※「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

●個人の場合 **住民票** 法人の場合 **資格証明書**

- ・ 入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。
- ・ 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、
マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ・ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

●宅地建物取引業者の場合 **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・ 有効期限内のものを提出してください。

※ 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」
さらに、自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、
別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」
も、提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月23日

大津地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 村 田 將 尚

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 7日 午前 9時00分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月21日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月11日 午前10時00分 場 所 大津地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月24日 午前10時00分から 令和 6年 5月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。郵送による買受申出は, 入札期間最終日の午後5時必着です。特別売却実施期間中の買受申出の受付は, 期間中の金曜日(祝日を除く)の午前10時から午後4時までです。	



物 件 目 録

- 3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 833番6
地 目 宅地
地 積 132.10平方メートル
- 6 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 833番地6
家屋 番号 833番6
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 64.79平方メートル
(現況)
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 約65.49平方メートル



物 件 明 細 書

令和 5年 8月14日

大津地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 岸 田 雄 志

1 不動産の表示

【物件番号3, 6】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 6】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 6
地 目 宅地
地 積 1 3 2. 1 0 平方メートル
- 6 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 8 3 3 番地 6
家屋 番号 8 3 3 番 6
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 6 4. 7 9 平方メートル
(現況)
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 約 6 5. 4 9 平方メートル



令和5年(ケ)第20号
令和5年5月25日受理
令和5年6月19日提出

現況調査報告書 (その②)

物件3・物件6

大津地方裁判所

執行官 井ノ口 尚人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 2 番 3
地 目 宅地
地 積 7 0 . 4 6 平方メートル
所有者 A

- 2 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 4
地 目 宅地
地 積 1 4 0 . 3 3 平方メートル
所有者 A

- 3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 6
地 目 宅地
地 積 1 3 2 . 1 0 平方メートル
所有者 B

- 4 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 7
地 目 宅地
地 積 1 2 8 . 1 5 平方メートル
所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 833番地4、832番地3
家屋 番号 833番4
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 114.69平方メートル
2階 62.54平方メートル
所有者 A

6 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 833番地6
家屋 番号 833番6
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 64.79平方メートル
所有者 B

7 所 在 高島市安曇川町田中字石塚
地 番 640番9
地 目 宅地
地 積 292.27平方メートル
所有者 A

8 所 在 高島市安曇川町田中字石塚 640番地9



そ の 他 の 事 項

- 1 表札表示等
なし
- 2 物件3土地（以下、「目的土地」という。）の状況等
 - (1) 目的土地の形状及び範囲について
目的土地については、法務局備付けの公図（6枚目）及び地積測量図（7枚目）が存し、上記図面等を参考に、現地で隣接する道路や隣地との境界のコンクリートブロック塀等を確認し、目的土地を簡易計測して作成したものが9枚目の土地建物位置関係図である。
簡易計測の結果、目的土地の形状は地積測量図の形状に概ね合致し、同土地の現況面積は公簿記載の面積に概ね合致していると認められたが、同土地の正確な地積を求めるためには実測を行う必要があると思料される。
 - (2) 目的土地の状況
目的土地は、物件6建物の敷地として利用されている。
- 3 物件6建物（以下、「目的建物」という。）の状況等
 - (1) 目的建物の形状及び間取り等について
 - ア 目的建物の外観は写真①乃至③のとおりである。
 - イ 目的建物所有者の陳述によると、同建物は町営住宅の払い下げにより平成17年に購入した建物である、とのことであった。
 - ウ 目的物件への立入調査を行ったところ、目的建物の北側（9枚目の図面の斜線で囲まれた部分）が増築されており、増築部分を概測したところ約0.7㎡(0.91m×0.85m)であった。
 - エ 増築部分を除く目的建物の形状は、各階平面図（8枚目）の形状に概ね合致していると認められた。
 - オ 増築部分を含む目的建物の間取りは概ね10枚目の図面のとおりであり、建物内の状況は写真⑦乃至⑭のとおりである。
 - (2) 目的建物の損傷等
 - ア 目的建物の居宅は空き家で劣化が激しく、天井の剥がれ、床や畳等の汚れや傷み等の損傷も激しく、管理状況等も良くない。
 - イ その他、目的建物の全体的に経年相当の汚れや傷み等の損傷も見受けられた。
- 4 接面道路等について（以下は、評価人からの聴取による。）
目的土地は東側で、両側側溝部分を含む幅員約3.5mの舗装市道（建築基準第42条2項に該当）に概ね等高に接面する（写真⑤）。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A(目的物件所有者の夫)	1 目的建物は町営住宅の払い下げで私の妻(B)が購入した建物です。 2 目的建物は現在空き家になっています。

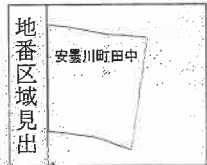
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年5月25日(木) 15:55-16:10	大津地方法務局	目的物件の公図, 地積測量図, 建物図面等交付申請
令和5年5月26日(金) 9:30-9:40	高島市役所 税務課	目的物件の地番図等交付申請
令和5年5月26日(金) 10:45-11:00	物件所在地	目的物件の所在確認, 占有状況等確認
令和5年6月9日(金) 12:50-13:20	物件所在地	目的物件所有者の夫(A)立会いのうえ, 立入調査, 写真撮影, 評価人と帯同, 接面道路等確認
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 安曇川町田中

請求部	所在	高島市安曇川町田中宇布施戸		地番	832番3	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日			備付年月日(原図)	補記事項	種別 旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方法務局高島出張所管轄)

令和5年5月26日

大津地方法務局

登記官

請求番号：2-7

(1/1)

(6枚目)

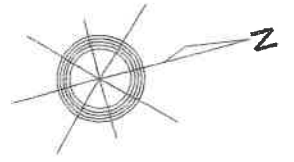
公用

A4判に縮小

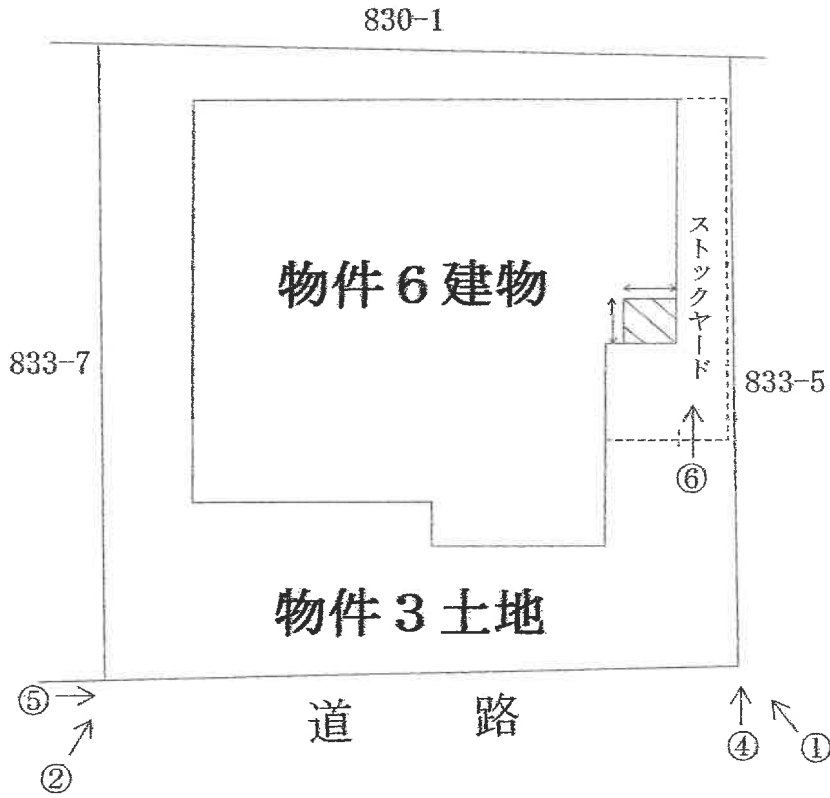
【 土地建物位置関係図 】

○→ 写真撮影位置方向

▨→ 増築部分約 0.7m^2 ($0.91\text{m}\times 0.85\text{m}$)



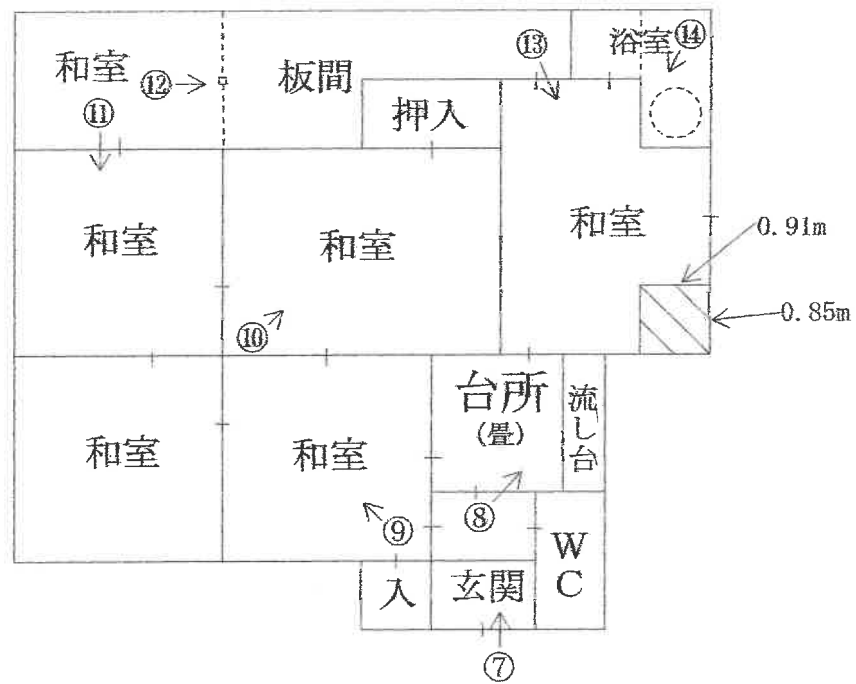
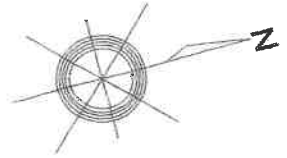
③



【間取図略図】—物件6建物

(検尺は概測である)

- 写真撮影位置方向
- ▨→ 増築部分約 0.7m^2 ($0.91\text{m} \times 0.85\text{m}$)



現況写真

物件6建物



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



(13 枚目)

⑩



⑪



⑫



(14枚目)

⑬



⑭



令和 5年 (ケ) 第 20 号
令和 5年 6月 9日 現地調査
令和 5年 7月 21日 評価
物 件 3・6

大津地方裁判所 御中

評価書(その②)

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

玉 瀧 光

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,330,000 円	
内 訳 価 格	
物件3 (土地)	金 770,000 円
物件6 (建物)	金 560,000 円

- 1 一括価格は、物件3・6の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の内訳価格は物件6のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件6の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
3	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	
6	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	特記事項参照
番号	特記事項		
6	目的建物の北側に未登記増築部分(約0.7㎡)が存する。		

物 件 目 録

~~1~~ 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 2 番 3
地 目 宅地
地 積 7 0 . 4 6 平方メートル
所有者 A

~~2~~ 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 4
地 目 宅地
地 積 1 4 0 . 3 3 平方メートル
所有者 A

3 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 6
地 目 宅地
地 積 1 3 2 . 1 0 平方メートル
所有者 B

~~4~~ 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸
地 番 8 3 3 番 7
地 目 宅地
地 積 1 2 8 . 1 5 平方メートル
所有者 A



物件目録

~~5~~ 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 833番地4、832番地3

~~家屋 番号 833番4~~

~~種 類 倉庫~~

~~構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建~~

~~床 面 積 1階 114.69平方メートル
2階 62.54平方メートル~~

~~所有者 A~~

6 所 在 高島市安曇川町田中字布施戸 833番地6

家屋 番号 833番6

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 64.79平方メートル

所有者 B

~~7~~ 所 在 高島市安曇川町田中字石塚

~~地 番 640番9~~

~~地 目 宅地~~

~~地 積 292.27平方メートル~~

~~所有者 A~~

8 所 在 高島市安曇川町田中字石塚 640番地9



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 3)

位置・交通	JR湖西線「安曇川」駅の北西方・道路距離約 1100 m 最寄バス停「安曇川中学校前」の北西方・約 300 m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか農地、倉庫等も見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 70 % 200 % なし 高島市景観計画(市内全域) 高島市屋外広告物条例(第4種地域)
画地条件	規模 132.10 m ² (公簿) 間口約 12.0m 奥行約 11.2m ほぼ正方形	
接面道路の状況	東側で幅員約3.5mの舗装市道(石塚線)に等高に接面 (建築基準法第42条2項道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設 (注)	上水道 ガス配管 下水道	前面道路に本管あり なし 背面道路に本管あり
土壌汚染等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 平成3年、平成8年、平成18年の住宅地図では個人名での記載となっており、平成28年の住宅地図では建物に名前等の記載はない。 目的土地及び分筆前土地の土地登記簿及び土地閉鎖登記簿によると、明治以降、地目は田であり、昭和37年に田から宅地へ地目変更登記されている。また所有者は、明治以降個人名での所有が続き、昭和37年に高島郡安曇川町に、昭和58年に個人に、昭和61年に個人に、平成17年に現在の所有者に所有権移転登記されている。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 目的土地について、公図、地積測量図等を参考に、現況の目的土地を簡易計測した結果、目的土地の形状は地積測量図の形状に概ね合致し、目的土地の現況面積は公簿記載の面積に概ね合致しているものと認められたが、目的土地の正確な面積を求めるためには実測を行う必要がある。 上記、接面道路の状況に記載の道路幅員は、道路両側に存する側溝を含む幅員である。 	

(注)供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況

(物件 6)

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和31年3月31日 新築 昭和51年5月8日 増築 経過年数： 67年 経済的残存耐用年数： ほぼ満了
仕様	構造： 木造 屋根： 瓦葺 外壁： 板貼等 内壁： 板貼等 天井： 板貼、ボード貼等 床： 畳等 設備： 電気、水道、風呂、排水等 その他：
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り：（附属資料 建物間取図のとおり）
品等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的建物所有者の陳述によると、目的建物は町営住宅の払い下げにより平成17年に購入したとのことであった。 ・目的建物は全体的に経年相当の汚れや傷み等の損傷が見受けられたほか、現況空き家であり劣化が激しく、天井の剥がれ、床や畳等の汚れや傷み等の損傷が激しく管理状況が劣る。 ・目的建物の北側に未登記増築部分（約0.7㎡）が存する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件3（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	17,700	1.01	132.10	0.90	2,130,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 滋賀高島 -7

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $22,700\text{円}/\text{㎡} \times 98.5/100 \times 100/100 \times 100/126 = 17,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 標準的 (相乗積 100/100)

◇地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/104 \times 100/101 \times 100/120 \times 100/100 = 100/126$

イ 個別格差 : 方位+1 (相乗積 101/100)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件6（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 の 価 格 (円) ア×イ×ウ=エ
6	125,000	65.49	0.01	80,000

ウ 現価率

(物件6 主である建物)

経済的耐用年数をほぼ満了していること、建物の現況等を勘案し、現価率を1%と認定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
3	2,130,000	0.40	法定地上権	850,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売 市場 修正	その他の 控除減価 (敷金等)	評 価 額(円)
	(1①オ、1②エ) ア	(2①ウ) イ	ウ	エ	オ	カ	(ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
3	2,130,000	-850,000	/	1.00	0.60	1.00	770,000
6	80,000	+850,000	1.00	1.00	0.60	1.00	560,000
一 括 価 格(合計)							1,330,000

ウ 占有減価修正 : 特にない。

エ 市場性修正 : 特にない。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (滋賀高島-7)

所 在 : 高島市安曇川町田中字北五反田344番外

価 格 : 22,700 円/m²

位 置 : JR湖西 線「安曇川」駅の北西方・道路距離約 900 m

価 格 時 点 : 令和 5 年 1 月 1 日

地 積 : 652 m²

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 街 路 : 西側 7.5 m 県道

用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)

防火地域の指定無

地 域 の 概 要 : 一般住宅のほか店舗等も見られる既成住宅地域

第7 附属資料

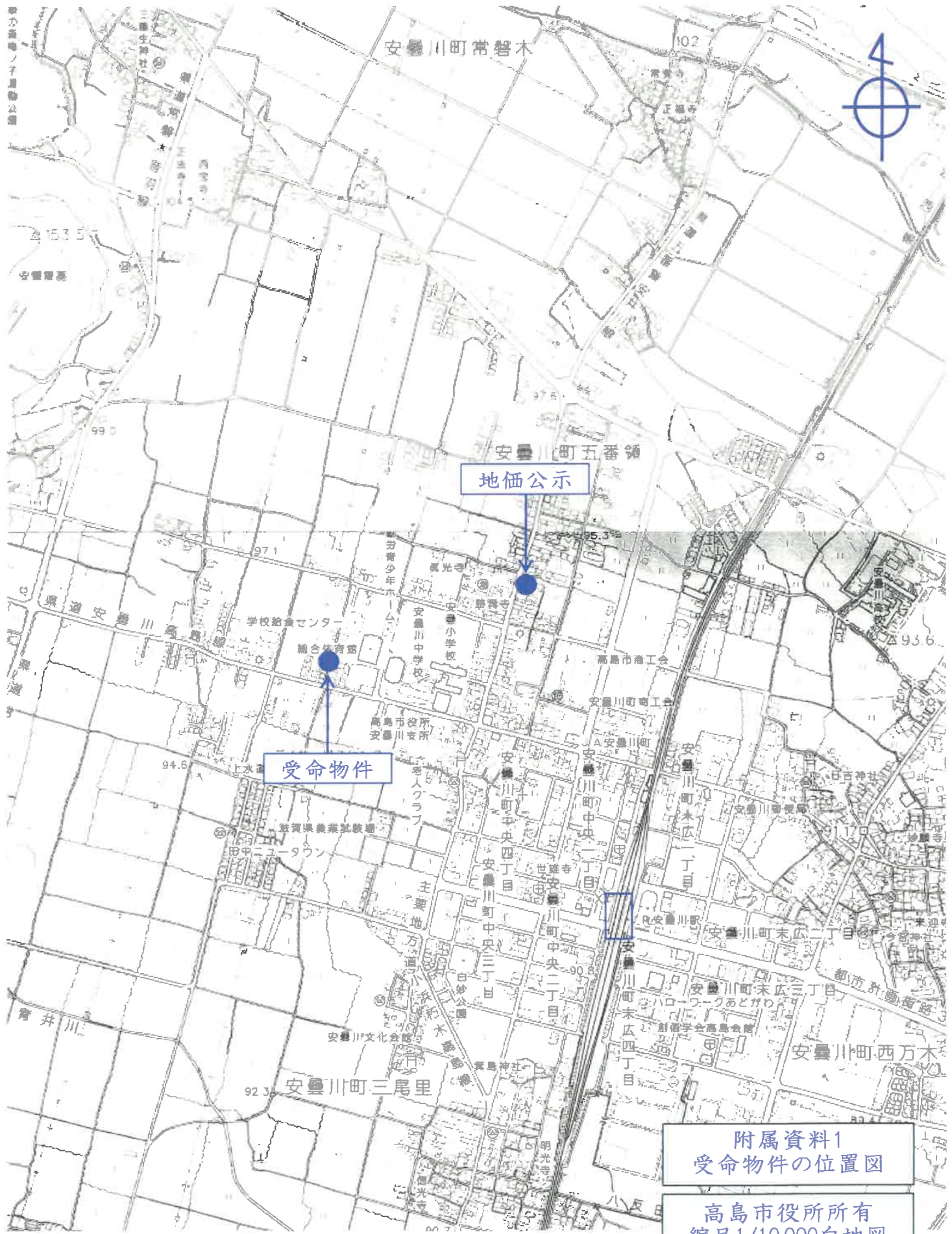
- 1 受命物件の位置図
- 2 受命物件附近の状況図
- 3 公 図 写 し
- 4 地 積 測 量 図 写 し
- 5 建物図面写し、各階平面図写し
- 6 建 物 間 取 図
- 7 写 真 撮 影 位 置 図
- 8 現 況 写 真

固定資産税評価額(令和5年度)

物 件 3 : 1,521,792 円

物 件 6 : 125,634 円

以 上

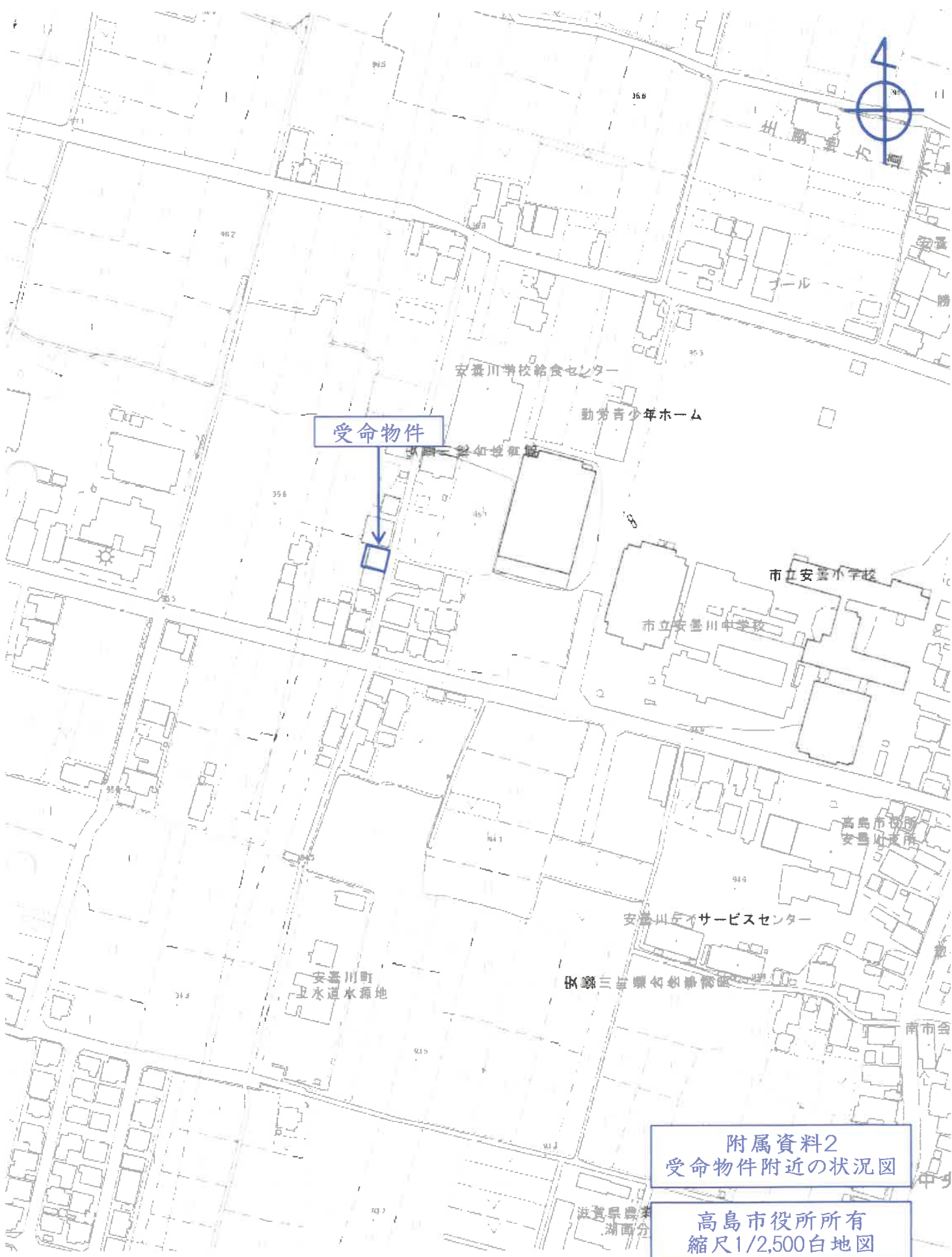


地価公示

受命物件

附属資料1
受命物件の位置図

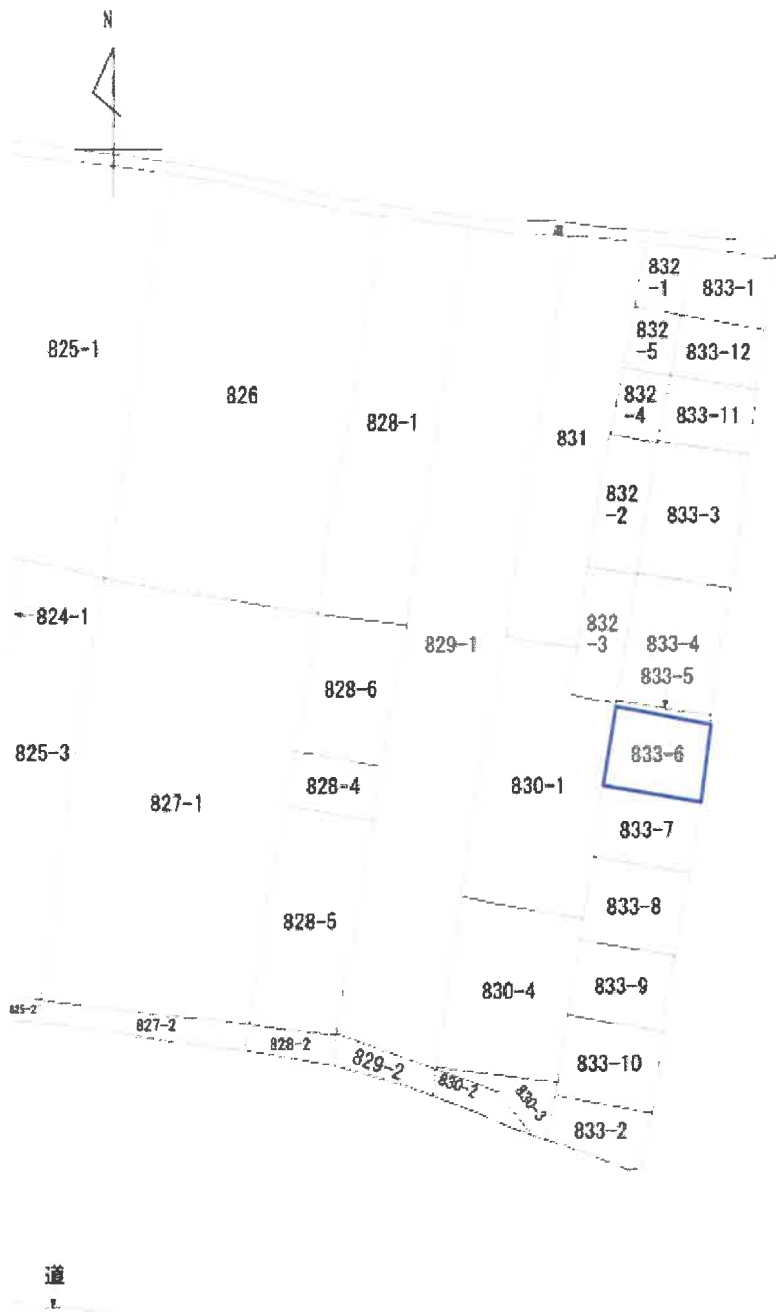
高島市役所所有
縮尺1/10,000白地図



受命物件

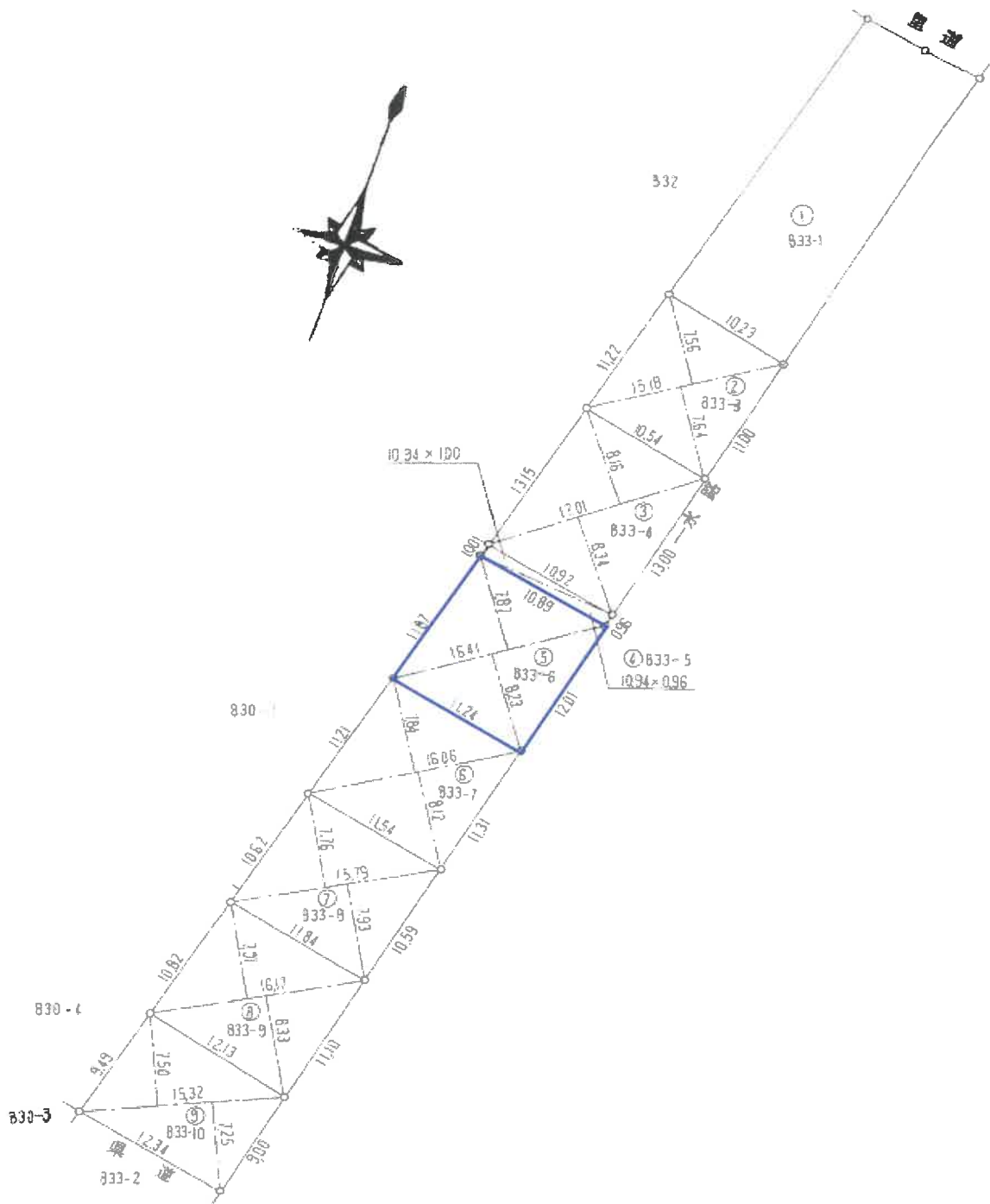
附属資料2
受命物件附近の状況図

高島市役所所有
縮尺1/2,500白地図



縮尺不明
A3をA4に縮小

附属資料3
公図写し

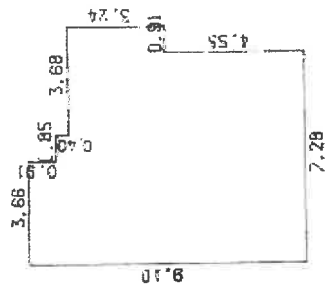


求積表

⑤ 833-6	
16.41 X 8.23	= 135.0543
16.41 X 7.87	= 129.1467
計	264.2010
1/2	132.1005
面積	<u>132.10㎡</u>

縮尺 1/500

附属資料4
地積測量図写し

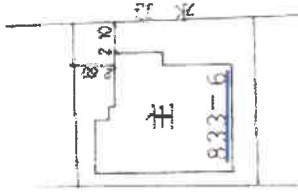


1 かい ** ハイゴジク **

3.66 X	9.10 =	33.3060
0.85 X	8.19 =	6.9515
2.77 X	7.79 =	21.5783
0.91 X	5.24 =	2.9484
ケイ:		64.7942
		64.79 ㎡

830 - 1

833 - 5

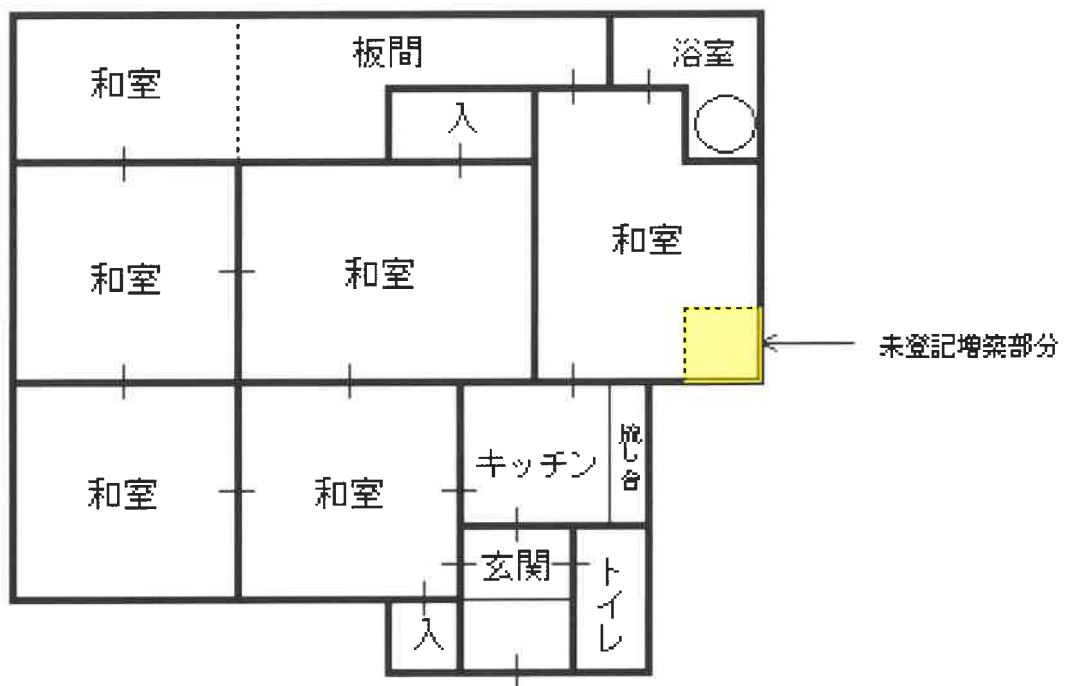
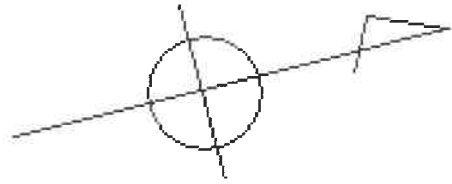


833 - 7

縮尺1/250

縮尺1/500

附属資料5
建物図面、各階平面図写し



附属資料6
建物間取図



受命物件

①

②

安曇川学校給食センター

勤労青少年ホーム

安曇川町立公民館

市立安曇小学校

市立安曇川中学校

高島市立
安曇川児童館

安曇川イオサービスセンター

安曇川町
上水道水源地

安曇川町
総合公民館

南市街

附属資料7
写真撮影位置図

高島市役所所有
縮尺1/2,500白地図

①

物件6 主である建物



②

物件6 主である建物



③



附属資料8
現況写真